

令和5年3月10日
午後4時30分

市役所などにおける職員などのマスク着脱について

3月13日（月）から、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする国の方針を受け、市役所などにおける職員などのマスク着脱について、次のとおり対応します。

- 1 基本的な考え方 来庁者に安心感を与え、感染リスクを低減するため、市職員は場面や場所に応じてマスクを着脱します。
- 2 場面や場所に応じた対応

場面・場所	現行	3月13日(月)以降
窓口	着用する	窓口対応や面談時などは着用する
執務室		着用しなくてよい（症状がある場合を除く）
公用車内		【注】感染不安を感じる場合などは個人の判断で着用してもよい
会議		重症化リスクが高い者が参加する会議や重症化リスクが高い者を
訪問先		訪問する時などは着用する

- 3 適用範囲

- (1) 対象施設 市役所・各支所のほか市の公共施設

※保育所、学校などは所管省庁からの通知やガイドラインに基づき感染対策を行います。

- (2) 対象者 市職員

※来庁者や施設利用者などにマスク着用は求めません。

※施設管理や窓口業務の委託事業者には、市職員と同様の対応の協力を依頼します。

- 4 市主催のイベントなどにおける対応

- ・ 市が主催するイベントや会議、事業への出演者や参加者などにマスク着用は求めません。
- ・ ただし、重症化リスクが高い者または重症化リスクが高い者と接触機会が多い者（例：医療従事者、高齢者施設従事者）を対象としたイベントや会議、事業（例：健診、介護予防教室）などでは、マスク着用の協力を求めることがあります。

- 5 その他 今後、国から新たな方針が示された場合は、それを踏まえて随時対応の見直しを行います。

問い合わせ先 一関市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（健康づくり課）
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1 一関保健センター内
保健福祉部特命部長（感染症対策担当） 佐藤 和子
電話：(0191)21-2160 FAX：(0191)21-4656
メールアドレス：kazukos@city.ichinoseki.iwate.jp